

才一

森田幸茂

耐尾禮吉

高橋三郎

大久保一郎

米泉董

田村祐一

西村光人

田村利

森田誠重

中西虎薺

石川常太郎

設樂美知

高橋彦一

村尾四郎

並木秀

瀨古渡

飯野富十郎

山下幸之

森岡七

清水市

渡
明

判上 頼太郎

石川信義

中森 5

一町長

地方自治法の定めるところにより 桶狭町議会を招集し
午後十時
午後十時五分開会する旨を告げる

一書記長

地方自治法才百七條の規定により、最年長議員森田幸彦が臨時議長となる旨を告げる。

一臨時議長

議員各自を紹介する。

一町長

福生町役場職員を紹介する。

一会議規則の定めるところにより、くいたて以て議員の席次を定めた結果は左の通りである。

才一番	渡井明	才二番	井上頼太郎	才三番	木泉 薫
才四番	石川信義	才五番	飯野富十郎	才六番	設樂美和
才七番	森田幸彦	才八番	田村利一	才九番	村尾四郎
才十番	並木 秀	才十一番	高橋三郎	才十二番	村尾種吉
才十三番	森田誠重	才十四番	中西虎彦	才十五番	中森よ一
才十六番	山下幸三	才十七番	清水よ市	才十八番	石川常太郎
才十九番	瀬古清三郎	才二十番	久保一郎	才二十一番	森田幸一

東京都西多摩郡福生町役場

東京府西多摩郡福生町役場

才二十三番 田村祐一

才二十四番 西村え人

才二十五番

高橋彦市

一臨時議長

この副議長の選挙を執行された旨を告げる。

一才三十一番

この副議長は二年交替制をとりたい旨を述べる。

一才三十二番

才三十一番議員の意見に賛成する。

一才三十三番

二年交替制を主張する。

一才三十四番

本年に限り一年とし、爾后は三年とする旨を述べる。

一才三十五番

才三十四番議員の意見に賛成する。

一才三十六番

才三十五番議員の意見に賛成する。

一臨時議長

議長(副議長)の任期は議員在任中であり、一年或は二年で交替とすれば、辞取と云う形となるので、この点良識によられた旨を述べる。

一才三十七番

議長は対外的な点もあるので、本年はその人々能力もはかり知れなもので一年とし、爾后は三年に續けることが望ましい。議長の

一年交替制は町発展の爲にも好ましくまい

一才十番

一年交替とし再選を妨げずと云ふこととて一年交替制を主張する

一臨時議長

才十番議員の意見に基づき一年交替再選を妨げずと云ふことについて会議の諮り全会一致賛成申合せる

一地方自治法才百三條の規定に基き副議長も選挙した結果左の通りである

議長選挙

投票総数 二四票

田村利一

二票

立会人

得票数

森田誠重

一票

渡井一明

森田幸子

一票

西村光人

副議長選挙

投票総数

二四票

森田誠重

一票

森田幸子

五票

東京都西多摩郡福生町役場

無効

一票

立会人

渡井一明
井上頼太郎
西村光人
西村幸子

一臨時議長

選挙の結果左記の通り決定する旨告げる

議長

才八番

田村利一

副議長

才十番

森田誠重

一議長就任により臨時議長と交替する

一議長

各常任委員の選挙を執行する旨告げる

一令

常任委員選挙は左記ブロック別とし各ブロックより各委員二名宛選出されたい旨を諮り全会一致決定する

オ一ブロック

能川全域

オ二ブロック

本町地域 又志茂地区の一名

オ三ブロック

オ二ブロックを除いた福生地区

一、常任委員の選挙の結果は左記の通りである。

総務委員	大久保一郎	米泉 薫	田村祐一
------	-------	------	------

石川常太郎	設楽美知	渡井 明
-------	------	------

厚生委員	西村光人	高橋彦一	瀬古清彦
------	------	------	------

山下幸三	井上頼太郎	中森五一
------	-------	------

財務委員	高橋三郎	大久保一郎	田村祐一
------	------	-------	------

西村光人	中西虎三郎	村尾町郎
------	-------	------

産業委員	高橋彦一	並木 秀	飯野富十郎
------	------	------	-------

清水五市	井上頼太郎	中森五一
------	-------	------

建設委員	森田幸彦	村尾四郎	中西虎三
------	------	------	------

瀬古清彦	森田七郎	石川信義
------	------	------

水道委員	森田幸彦	村尾種吉	設楽美知
------	------	------	------

山下幸三	森田七郎	渡井 明
------	------	------

東京府西多摩郡瀬田町三丁目

一、各委員会及び委員長の令代理者を選挙の結果左記の通りである。

総務委員長	設楽美知	令上代理者	米泉 薫
-------	------	-------	------

厚生委員長	井上頼太郎	令上代理者	瀬古清彦
-------	-------	-------	------

財務委員長	高橋三郎	令上代理者	田村祐一
-------	------	-------	------

産業委員長	高橋彦一	令上代理者	並木 秀
-------	------	-------	------

建設委員長	瀬古清彦	令上代理者	森田七郎
-------	------	-------	------

水道委員長	森田幸彦	令上代理者	村尾種吉
-------	------	-------	------

一、議長 教育委員会法第七条の規定により議員の中より教育委員一名

を選挙したい

一、教育委員の選挙の結果は左の通りである。

投票総数 二四票

田村祐一	一ニ票	立会人
------	-----	-----

設楽美知	七票	井上頼太郎
------	----	-------

石川常太郎

三票

田村祐一

田村祐一

一票

高橋三郎

一票

議長 選挙の結果を記の通り決定する

教育委員

田村利一

議長

議案才監査 監査委員の同意を求めると議題とする旨を告げる

議長

監査委員の選任につき、記の通り全会一致承認する

監査委員 (議会選出)

高橋三郎

議長

議案才三子 福生町民健康保険運営協議会委員の改選につき同意を求めると議題とする旨を告げる

議長

福生町民健康保険運営協議会委員の改選につき、記の通り全会一致承認する旨を告げる

福生町民健康保険運営協議会委員

中森五一

東京都西多摩郡福生町役場

令

山下幸三

令

西村光人

議長

署名議員の選挙は指名推薦により議長が指名する旨を全会一致で承認する

議長

記の署名を指名し一名毎に全会一致で承認する

渡井 明

井上 頼太郎

中島 薫

議長

午後二時十分会議を閉ずる旨を告げる

地方自治法百三十一條の規定により、会議を終り、説明のため出席を求めた者は記の通りである

町長

森田 幸造

助役

秋山 誠一

収入役

川辺 堅一

総務課長

大野 忠一

祝賀課長	貫井 忠代次	民衆課長	橋本 孝吉
産業課長	寺水 求	建設課長	貞田 貞
一本会の書記は元記の通りである			
書記	森田 猛	工野 重勝	
右会議の録米を記載しその相違ないことを認するためこゝに署名する			

昭和三十年五月七日

福生町議会

議長

議員

令

令

三三

議案第二十七号

福生町議会正副議長の選挙について

地方自治法第百三条の規定により福生町議会正副議長の選挙を施行する

昭和三十年五月七日提出

福生町議会

昭和三十年五月七日提出

議案第百八号

三三

福生町議会常任委員会委員の選任について

地方自治法第百九条の規定により福生町議会常任委員会委員を選任されたい

昭和三十年五月七日提出

福生町議会

議案第三十四号

教育委員会委員の選挙について
教育委員会法第七条の規定により議会議員のうちから
一名を送挙されたい

昭和三十年五月七日提出

福生町議会

議案第三十五号

監査委員選任につき同意を求めることについて

地方自治法第九十六条の規定により左記の者を選任いたした
たので議会の同意を求める

昭和三十年五月七日提出

福生町長 森田幸造

記

住所

福生町

福生

七八九

番地

氏名

高橋三郎

議案第三六号

福生町口氏健康保険運営協議会委員

改選につき同意を求める件

口氏健康保険運営協議会令和三条並に口氏健康保険法第八
条の十九に基き、福生町口氏健康保険運営協議会委員を左
記の通り改選したいから同意を求める

昭和卅年五月七日提出

福生町長 森田 幸造

記

一 公益を代表する委員 中森子一

山下幸三

西村光人